

公立大学法人宮城大学特任教員規程

平成24年3月28日

規程第127号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学教員人事規程（平成21年宮城大学規程第24号）第4条第2号に定める特任教員の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「特任教員」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- 一 特定の科目の授業を主として担当し、かつ、学生指導、入試作題及び採点業務、大学院生の研究指導、研究科の運営その他宮城大学の教育研究上の業務の一以上に従事する教員
- 二 学生指導、入試作題及び採点業務、大学院生の研究指導、研究科の運営その他宮城大学の教育研究上の業務の一以上に従事する教員
- 三 受託研究費及び寄附金その他の外部資金（以下「外部資金」という。）による教育研究上の業務の一以上に従事する教員

(任期等)

第3条 特任教員の任期は、半年又は1年とし、再任を妨げないものとする。ただし、理事長が必要と認める場合は、当該特任教員を任用する年度を超えない範囲内において、任期を1月単位で定めることができる。

- 2 特任教員の任用は、真にやむを得ない事由がある場合を除き、当該特任教員が満70歳に達する年度までとする。

(特任教員の職)

第4条 特任教員の職は、特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教とする。

- 2 特任教員は、教授会が必要と認め理事会が承認する場合には、当該教授会の構成員とすることができる。

(特任教員の配置)

第5条 特任教員は、学群等（学群、基盤教育群及び研究科をいう。以下同じ。）に配置することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会が特に必要と認める場合には、学群等以外に特任教員を配置することができる。
- 3 特任教員の配置人数は、常時、教員定数から在職する専任教員数を減じた数を超えてはならない。この場合の特任教員の配置人数は、別表に掲げる換算数により算出する。ただし、第7条第3項から第5項までの規定により特任教員を任用する場合の換算数は、理事長が別に定める。
- 4 前項の特任教員の配置人数には、外部資金により報酬及び旅費等の全額を支給する特任教員は算入しない。

(任用)

第6条 特任教員の任用は、学群等に配置する特任教員については、学群等の教授会の議により選考し、学長の申出に基づき、理事会の議を経て理事長が行う。

第4編人事労務 特任教員規程

- 2 特任教員の任用に当たっては、従事内容、勤務条件、任期等を明示し、及び任用の成果を確認できるようにするものとする。
- 3 第2条第3号に規定する特任教員は、当該特任教員の人件費の財源となる外部資金を確実に確保できる場合に限り、任用することができる。

(勤務)

- 第7条 任期を1年とする特任教員の年間勤務日数は、別表の年間勤務日数の欄に掲げる日数のいずれかとする。この場合において、当該特任教員の勤務日数は、年間勤務日数に応じて別表の勤務日数の前期と後期の欄に掲げるとおりとする。ただし、理事長が認める場合にあっては、年間勤務日数の範囲内において、勤務日数の前期と後期の配分を変更することができる。
- 2 任期を半年とする特任教員の勤務日数は、別表の勤務日数の前期と後期の欄に掲げる日数のいずれかとする。この場合における第9条第6項の適用については、当該勤務日数を当該特任教員の年間勤務日数とみなす。
 - 3 任期を1年とする特任教員を任用する場合であって、特任教員の任用目的を達するために理事長が特に必要と認める場合は、第1項の規定にかかわらず、専任教員の年間勤務日数を超えない範囲内において、当該特任教員の年間勤務日数並びに前期及び後期の勤務日数を別に定めることができる。
 - 4 任期を半年とする特任教員を任用する場合であって、特任教員の任用目的を達するために理事長が特に必要と認める場合は、第2項の規定にかかわらず、当該任期内における専任教員の勤務日数を超えない範囲内において、当該特任教員の勤務日数を別に定めることができる。この場合における第9条第6項の適用については、当該勤務日数を当該特任教員の年間勤務日数とみなす。
 - 5 第3条第1項ただし書の規定により、任期を1月単位で定める特任教員の勤務日数は、当該任期内における専任教員の勤務日数を超えない範囲内において、別に定める。この場合における第9条第6項の適用については、当該勤務日数を当該特任教員の年間勤務日数とみなす。

(服務)

- 第8条 第2条第1号に規定する特任教員は、原則として学内において勤務するものとし、授業以外の時間は、学生指導、入試作題及び採点業務、大学院生の研究指導及び研究科の運営その他宮城大学の教育研究上の業務に従事する。これらの業務のほか、教授会等の構成員でない場合であっても、教授会等の求めに応じ、教授会等にオブザーバーとして出席するものとする。
- 2 第2条第2号に規定する特任教員は、学生指導、入試作題及び採点業務並びに大学院生の研究指導及び研究科の運営については原則として学内において勤務するものとし、その他の宮城大学の教育運営上の業務については任用の際に示す従事内容等に基づき従事するものとする。

(報酬等)

- 第9条 特任教員の報酬は月額とし、その額は別表に掲げるとおりとする。
- 2 前項の報酬のほか、通勤費用相当額を費用弁償として、公立大学法人宮城大学旅費規程（平成21年宮城大学規程第68号。以下「旅費規程」という。）の例により支給する。
 - 3 第5条の規定により特任教員を配置する学群等の長は、予算の範囲で必要に応じて旅行を命令することができる。この場合には、旅費を費用弁償として、旅費規程の例により支給する。
 - 4 前2項の支給の額の算定に当たり必要となる職務の級は次のとおりとする。
 - 一 特任教授 事務職給料表8級（教育職給料表4級相当）
 - 二 特任准教授 事務職給料表7級（教育職給料表3級相当）

第4編人事労務 特任教員規程

- 三 特任講師 事務職給料表5級（教育職給料表2級相当）
- 四 特任助教 事務職給料表3級（教育職給料表1級相当）
- 5 特任教員の勤務日数は、別に定める方法により毎月確認する。
- 6 特任教員の任期内における勤務日数が、所定の日数に満たなかったときは、任期の最終月に年間勤務日数により精算するものとする。ただし、特任教員が任期途中で退職した場合は、退職までに勤務した日数により計算するものとし、その計算方法については別に定める。
- 7 特任教員が所定の日以外に勤務した場合は、報酬及び費用弁償を支給しないものとする。
- 8 特任教員には、第1項及び第2項に定めるもののほか、公立大学法人宮城大学賃金規程（平成21年宮城大学規程第66号）に規定する各種手当及び公立大学法人宮城大学退職手当規程（平成21年宮城大学規程第67号）に規定する退職手当は支給しない。

（称号の特例）

- 第10条 第2条に定める者のほか、公立大学法人宮城大学職員の出向に関する規程（平成22年宮城大学規程第101号）に基づき退職出向する教員は、必要に応じて復職するまでの間、出向する日の前日における職位に応じて特任教授、特任准教授、特任講師の職を称号として用いることができる。ただし、当該教員はこの称号を用いる際は宮城大学の信用を失墜する行為を行ってはならない。
- 2 前項の教員には、第2条から前条までの規定は適用しない。

（委任）

- 第11条 この規程に定めるもののほか、特任教員の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（H24.3.28 第53回理事会）

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則（H26.3.26 第81回理事会）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（H27.3.25 第94回理事会）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（H28.3.23 第107回理事会）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（H29.3.22 第120回理事会）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（学部に係る経過措置）

- 2 この規程の施行の日から学部在籍する者が当該学部在籍しなくなる日の属する年度の末日までの間における改正後の公立大学法人宮城大学特任教員規程（以下「新規程」という。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条第1項及び第2項 第6条第1項 第9条第3項	学群等	学部，学群等
---------------------------------	-----	--------

附 則（H30.3.28 第135回理事会）

第4編人事労務 特任教員規程

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (R5.3.22 第198回理事会)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

【別表】 (第5条, 第7条, 第9条関係)

年間勤務日数	勤務日数		報酬月額 (円)				換算数 (人)
	前期	後期	特任教授	特任准教授	特任講師	特任助教	
34日	17日	17日	99,000	84,000	78,000	67,000	0.2
			49,000	42,000	39,000	34,000	0.1
68日	34日	34日	197,000	167,000	156,000	135,000	0.4
			99,000	84,000	78,000	67,000	0.2
102日	51日	51日	296,000	251,000	233,000	202,000	0.6
			148,000	125,000	117,000	101,000	0.3

備考 上段は、第2条第1号に規定する特任教員。下段は、第2条第2号に規定する特任教員。第2条第3号に規定する特任教員の報酬月額は、当該特任教員の業務内容を勘案し、第2条第1号及び第2号に規定する特任教員に準じて別に定める。